

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成19年3月13日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番音喜多議員、9番松岡議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 昨日5時から議会運営委員会を開催いたし、追加議案5件についてその審査方法を協議いたしました。その結果、34号、35号、36号、37号、38号ともに本会議で審査することに決定いたしました。これは補正予算審査が終わった後に本会議で審査することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。  
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。  
補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前11時50分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。  
日程第3、議案第10号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算から議案第18号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を再び一括議題といたします。  
本9件の審査については、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。  
委員長からの報告を求めます。  
12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されておりました議案第10号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算など9件の審査につきましては、昨日から本日まで本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第10号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成18年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第34号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第34号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。町内酪農家における労働の省力化と安心して子牛を預けたいとの農家希望に対応し、良好な管理と低コストで後継牛を確保することを目的とした若齢牛育成センターは、農協が哺育事業として運営している哺育センターと連携強化を図り、一環した飼育管理により良好な生育と経費低減を図るため、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業の補助承認をいただきまして、農協運営の哺育センターに隣接をさせて本年3月30日工事完了予定として、現在建設中でございます。

指定管理者候補の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例では、原則公募によることと規定されておりますが、当施設の建設計画の基本構想に加え、補助事業の運用通達で、事業実施主体が直接管理する場合より、その設置目的の達成などより適切な管理が図られる場合にあつては、その事業種目の事業

主体となり得る団体など、当施設では農協、それから農業生産組合が管理運営できると規定されておりますことから、手続条例第5条第1項第6号の規定によりまして、公募によらない指定管理者候補の選定を行うことにいたしました。

こうした経緯を経まして、鉏路太田農協から手続条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出がありまして、選定委員会において審査が行われ、その結果、指定管理者として適当との意見が町長に提出されました。この結果を踏まえまして、指定管理者として地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下につきまして読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町若齢牛育成センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町太田5の通り19番地、鉏路太田農業協同組合。
- 3、業務の範囲。  
第1号、厚岸町若齢牛育成センター条例第4条各号に掲げる事業に関する事。  
第2号、施設及び設備の維持管理に関する事。  
第3号、その他町長が定める業務。としてございます。

4として、指定の期間であります、平成19年4月1日から平成24年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと、指定管理者基本協定書を締結することになりますが、本議会には、参考資料といたしまして厚岸町若齢牛育成センター指定管理者基本協定書（案）を提出してございます。

以上をもちまして提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「議事進行」の声あり）

- 議長（稲井議員） 議事進行。

- 谷口議員 この基本協定書についてちょっと説明をお願いしたいんですが。

- 議長（稲井議員） 説明資料の説明ということですね。協定書の。  
産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） まず、目的でございますけれども、甲と乙、甲が厚岸町であります。乙が鉏路太田農業協同組合でございます。相互に協力をしてセンターの適正かつ円滑な管理運営を行うために必要な基本事項を定めることを目的とするという内容でございます。

第2条につきましては、指定管理者の指定の意義が記載をされてございます。

それから、第3条につきましては、公共性及び民間事業の趣旨の尊重という内容であ

ります。

先ほど提案理由の説明の中に、公募によらないで指定管理者の候補を選定したというふうに申し上げましたが、この手続条例の第5条第1項第6号に、本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによって施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成して、相当程度事業効果が期待できると判断されるときに、この指定管理者の公募によらない選定ということでございます。

これが第3条で、公共性及び民間事業の趣旨の尊重ということで記載をさせていただいております。

乙、釧路太田農業協同組合は、公の施設たるセンターの設置目的及び管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解をして、管理業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとするということでございます。

2として、甲は、厚岸町は、管理業務が公共的団体たる釧路太田農業協同組合の事業として実施されることを十分理解して、その趣旨を尊重するものとするということでございます。

それから、第4条につきましては、厚岸町と候補者であります釧路太田農業協同組合の責務について記載をされてございます。

それから、第5条については、用語の定義ということが記載をされてございまして、第1号として指定期間、これは5年間ということで、厚岸町が定めて、釧路太田農業協同組合が指定管理する期間を5年間と定めるものでございます。

それから、開始日については来月、4月1日からという内容です。

仕様書につきましては、管理業務の内容の詳細を定める文書で、甲、厚岸町が作成するものをいうという内容です。

それから、4号として実施事業、釧路太田農業協同組合が厚岸町の、甲の承諾を得て、自己責任と費用によって、センターの設置目的のより効果的な達成のために実施する業務をいうという内容です。

それから、事業計画書につきましては、指定期間における管理業務の実施、あるいは管理業務に係る収支についての計画書、これについて、この協定の締結の際に乙が作成をして厚岸町が承認したものをいうという内容です。

それから、6番目して事業年度の事業計画書、これは指定期間における各年度の管理業務の実施及び管理業務に係る収支についての計画書、これにつきまして毎年度、管理業務の開始前に釧路太田農業協同組合が事業計画書に基づいて作成して、厚岸町が承認したものという内容であります。

7番目として第7号、年次協定であります。これにつきましては、指定期間における各年度の管理業務の内容について甲と乙が当該年度の開始前に締結する協定をいいます。

続きまして、第6条、管理物件等とございます。これについては、乙が行う管理業務の対象となる施設及び物品等は次に掲げるとおりとするという内容です。2として、釧路太田農業協同組合、乙は、常に善良な管理をもって管理物件を管理するという内容です。それから3として管理物件の仕様書に、これは別途つくるわけですがけれども、この仕様書に規定する管理業務以外の用に使用してはならないという内容を記載してござい

ます。

それから、第7条、次のページ、3ページであります。第7条であります。第7条につきましては、指定期間等ということで、平成19年4月1日から24年3月31日までとするという内容でございます。

それから、8条として、管理業務の範囲であります。これは候補者であります釧路太田農業協同組合が行う管理業務の範囲を第1号から第5号まで記載をしてございます。

第9条につきましては、管理業務の実施の条件ということで、この8条に規定をしております管理の実施に当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとするということで、別途この仕様書はつくるわけでありまして、この仕様書のとおり、管理業務の実施に当たっては、規定する条件を満たさなければならないという内容であります。

それから、第10条については、管理業務の範囲及び実施条件の変更ということで、厚岸町または釧路太田農業協同組合は、必要と認める場合には、相手方に対する通知をもって第8条に規定する管理業務の範囲及び前条に規定する管理業務の実施の条件の変更を求めることができるという内容でございます。

それから、第11条は、変更の届け出の規定でございます。乙につきましては、定款、その他事務所の所在地、これらを変更しようとする場合には、速やかにその旨を厚岸町に届けるという内容でございます。

それから、第12条については、管理業務の実施ということで、乙につきましては、設置条例、手続条例及び関係法令のほか、この協定、年度協定、仕様書、事業計画書及び年度の事業計画に基づいて関連業務を実施するものとするという内容でございます。

次の4ページをお開き願いたいと思います。経理の内容であります。

経理につきましては、管理に係る経理とその他の業務として、釧路太田農業協同組合がこの経理を区分しなければならないと定めてございます。2として、管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする内容であります。

第14条は、第三者への委託の禁止等ということでございます。指定管理者は、管理業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないというふうな規定でございます。

第15条につきましては、管理物件の更新、修繕、改造等という内容です。指定管理者が管理する物件の更新、修繕、改造等が必要な場合には、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。また、更新、改造等が必要な場合には、甲、厚岸町と事前に協議するという内容でございます。

第16条、緊急時の対応であります。指定管理者が行う管理業務に関連をした事故あるいは災害等の緊急事態が発生した場合には、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の際の通報をしなければならないという規定でございます。

それから、第17条については、個人情報保護ということで、指定管理者は、管理業務に従事する者は管理業務の実施に当たって知り得た秘密、あるいは甲の保有する情報で一般に公開されてはならないものを外に漏らしたり、あるいは他の目的に使用してはならないという規定でございます。

次にページ、第5ページに入りまして、情報公開でございます。

情報公開等で、第18条につきましては、指定管理者は、厚岸町の情報公開条例の規定によりまして、その保有する文書であって管理業務に関するものの公開に努めなければならないという規定でございます。

それから、第19条に入ります。第19条は年度事業計画書の規定であります。第19条、指定管理者は、指定期間における年度事業計画書を毎年度の開始前の厚岸町、甲が指定する期日までに提出をして、厚岸町の確認を得なければならないという規定でございます。

第20条は、事業報告書であります。20条については、指定管理者は、指定期間における毎年度の管理業務に係る事項につきまして、実績を記載をいたしました事業報告書を翌年度の5月の末までに甲、厚岸町に提出をしなければならないという規定でございます。

次、6ページ目に入ります。

6ページ目は第21条で、管理業務の実施状況等の確認ということで、甲、厚岸町は、指定管理者が行う管理業務の適正を期するために、必要があると認めるときは管理業務の実施状況もしくは管理業務に係る経理の状況に関しまして報告を求めて、管理物件の実地を調査をいたしまして、指定管理者に対して必要な指示を行うことができるという規定でございます。

第22条は、改善勧告という内容でありまして、指定管理者における管理業務がこの協定あるいは年度協定、仕様書、事業計画書または年度の事業計画書に定める水準を満たしていない場合については、または、法令もしくは基本協定に違反している場合、これらについては、甲、厚岸町は、指定管理者に対して業務の改善を勧告することができるという規定でございます。

それから、第23条は、利用料金等であります。指定管理者は、設置条例第10条の規定に基づきまして、甲が承認した管理物件に係る利用料金を指定管理者の収入として収受することができるという規定でございます。なお、この指定管理者は、利用料金を変更しようとするときにはあらかじめ甲であります厚岸町の承認を得なければならないという規定でございます。

損害賠償であります。24条については、指定管理者は、管理業務を行うに当たって、指定管理者の責めに帰すべき事由によりまして第三者または厚岸町に損害を与えた場合については、その損害を賠償しなければならないという規定でございます。

第25条は、事故発生の報告等であります。指定管理者は、管理業務の実施に当たって、事故が発生したときは必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告して、甲の指示を受けなければならないという規定でございます。

第26条は、不可抗力発生時の対応であります。それから第27条につきましても、不可抗力発生時の損害等の規定でございます。第28条につきましても、不可抗力発生時におきます管理業務の実施不能ということで、それぞれ規定を設けてございます。

第29条については、管理業務の引き継ぎ等ございまして、指定管理者は、この指定の管理期間の満了に際して、指定期間後に甲であります厚岸町または甲が指定する者が管理業務を円滑に実施できるよう、甲または甲が指定する者に対して、関連業務に必要な



なものを甲の費用において引き継がなければならないという規定でございます。

第30条は、原状回復の義務の規定でございます。指定管理者は、指定期間が満了したときには、その管理をしなくなった管理物件につきまして指定管理者の費用において直ちに原状に復して、厚岸町に明け渡さなければならないという規定でございます。

第31条は、管理物件の取り扱いであります。指定管理者の指定期間の満了に際して、備品等の取り扱いについての規定をこの31条で設けているものでございます。

第32条につきましては、指定管理者の指定の取り消し、あるいは管理業務の停止の規定でございます。甲につきましては、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは指定管理者に対して管理業務の指定の取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるという内容が32条に記載をされてございます。

次に、9ページに入ります。

9ページにつきましては、33条で権利または義務の譲渡等の禁止ということで規定をしてございまして、指定管理者は、この協定によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないという規定でございます。

第34条は、この協定の変更ができる。厚岸町と指定管理者については、管理業務の前提条件の変更等の特別な事情がある場合に限って、協議の上この協定を変更できるという規定でございます。

第35条については、この協定に関する疑義等の取り扱いにつきまして記載をしております。

以上が、1ページにお戻りになりまして、この若齢牛育成センターの指定管理者の基本協定書（案）ですけれども、この案を基本といたしまして、甲、乙双方が調印をするという内容でございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

14番。

●田宮議員 第4条に厚岸町若齢牛育成センター条例というのがあって、括弧して、平成19年厚岸町条例第00号ということで、この条例はまだできていないですね。この議会にかかっていない。こういうものがきちんと整わないうちに、この条例を急いで出すというのはどういう意味があるんですか。

それから……

（発言する者あり）

●田宮議員 あ、やったのか。ああそうか。わかりました。

●議長（稲井議員） いいですか。

（「あれだけ答えて。センター条例」の声あり）

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回の議案第34号でありますけれども、議案第33号で先週の金曜日、3月9日にセンター条例につきましては議決をいただいたという内容であります。なお、施行につきましては、平成19年4月1日からということですので、今回の提案ということになったわけですので、

以上でございます。

（「条例番号がつかないというのはどういうこと」の声あり）

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

●議長（稲井議員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 3月9日公布の条例第1号でございます。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

●議長（稲井議員） 再開します。

他にございませんか。

16番。

●竹田議員 すみません。聞くのが間違っていたらごめんなさい。

この物件についての保険等の費用というのは甲と乙、どちらが持つことになるのでしょうか。それと、保険の内容についてお聞きしたいんですけども。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この施設の基本的な財産は厚岸町でありますので、厚岸町が保険料を支払うこととなります。公有財産ということになりますので、保険は厚岸町

が保険料を支払うという内容でございます。

(「内容は」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 火災と天災の保険でございます。
- 議長（稲井議員） 16番。
- 竹田議員 天災の中の内容。
- 議長（稲井議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 地震と風水害でございます。
- 議長（稲井議員） 16番。
- 竹田議員 額は幾らほどになりますか。
- 議長（稲井議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 額は9,000円でございます。

(「年間9,000円」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） そうです。

(「16番」の声あり)

- 議長（稲井議員） 本会議などで3回質問しているんですが、特にそれでは……

(「いや、いらぬです」の声あり)

- 議長（稲井議員） それでは、ほかにはございませんか。

(なし)

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第5、議案第35号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

職員の勤務時間は、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めることとされています。当町は、その規定を受けて勤務時間、その他の勤務条件を条例で定めておりますが、このたび改正しようとする内容は、休息時間を廃止すること、また育児及び介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大することの2点についてでございます。

恐れ入りますが、資料として配付をさせていただいております新旧対照表によりましてご説明申し上げます。ごらんいただきたいと存じます。

まず、第7条の改正でございますが、これは休息時間を削除する内容でございます。休息時間の制度につきましては、国において昭和24年以来続いてきておりましたが、今日、民間企業の勤務形態において休息時間に相当する制度がほとんど普及していないことなどを考慮して、国家公務員における休息時間を廃止するための人事院規則の改正が行われたところであります。このことから、当町においても国に準じ、この休息時間を廃止しようとするものでございます。

ここで、この休息時間の性格について少し説明を加えさせていただきます。

既にご案内のとおり、勤労者の勤務形態につきましては、心身の疲れを和らげ、もって能率を上げるため、1日の勤務時間の中に休息時間と休憩時間、この2つが設けられております。このうち休憩時間というのは、一般的にいわゆるお昼休みの時間と称されているものでございまして、これは労働基準法の定めにより設けなければならないものとされておりまして、また、この休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。給料の支給対象にもならないという位置づけになってございます。

一方、今回廃止しようとする休息時間につきましては、休憩時間と異なりまして、正規の勤務時間に含まれ、給与支給の対象となる時間でありました。この休息時間は、労働基準法に基づくものではございませんが、他の多くの地方公共団体と同様、国家公務員に準じて導入がされていたものでございます。

現在、厚岸町職員の休息時間は、本庁舎職員等への一般的な例で申しますと、規則において午後から45分間の休憩時間に引き続き12時45分から13時までの15分間を設定してございます。この休息時間を廃止することに伴いまして、休憩時間を1時間に延長するよう変更し、廃止となる休息時間の15分については朝の始業時間帯に置き、これまでの

始業開始時間である8時45分を8時30分に変更するという事で、職員組合との合意もなされてございます。

次に、第9条の改正でございます。これは育児を行う職員の早出、遅出勤務における対象を拡大する内容となっております。これまで小学校就学前の子のある職員が対象でございましたが、これに加えて、小学校に就学している子のある職員であって規則で定める者、これを対象に加えるものでございまして、これも国に準じた扱いとするものでございます。この規則で定める対象となる者につきましては、小学校に就学しているおおむね10歳未満、学年で称しますと1年から3年生までの児童で、放課後児童健全育成事業を行う施設、つまり厚岸町の場合は児童館になりますが、これを利用している児童クラブに属する子のある職員、ここまで拡大するという事になります。

このほか、当該改正に伴いまして、条例規定中における必要な文言の整理を行ってございます。

以上が改正部分でございますが、この改正条例の附則において施行日を平成19年4月1日と定めるものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第6、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第37号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

この2つの議案での条例改正の内容につきましては、職員の給与に係るものでありますが、その内容の1つは、一昨年的人事院勧告に基づいて改定されている国家公務員の給与制度に準じた内容において町職員の給与改定を行うということであり、また、2つには、職種別の給料表として新たに医療職給料表を追加して設けたいとする内容のものでございます。

国は、一昨年的人事院勧告を受け、給与構造の改革として公務員給与水準の見直しを行い、昨年4月から給料表を改正したところでありますが、その内容は、民間賃金の低い地域と高い地域との賃金格差を踏まえ、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準を反映したものとなるようにすると同時に、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化を図ったというのが主なものでございます。

このことによりまして、新しい給料表では、現行の給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げたものでございますが、この引き下げに当たっては、中高年齢層の公務員給与が民間給与を7%程度上回っていることを踏まえ、この中高年齢層では同じ7%程度まで引き下げています。一方で、若年層の係員層については、給与水準の引き下げが行われずに据え置かれているという状況になってございます。具体的には、現行の1級、2級及び3級の前半号俸では引き下げを行わず、3級の後半号俸では2%が引き下げられ、4級から8級までにおいては、それぞれの級の各号俸において2%から最大7%までの引き下げが行われており、同時に現行の8級制から6級制へ改められております。

そのほか、現行の給料表の1号俸を4分割に細分化して勤務実績の反映などを行いやすくされたこと、また、枠外昇給制度を廃止する一方、従前の55歳昇給停止措置にかえて、昇給幅を通常の半分程度に抑制するものの55歳以上でも昇給させること、及び定期昇給の時期、これをこれまで年4回でございましたが、これを年1回、1月1日に統一されたことなどが主な改正事項でございます。

ご案内のように、厚岸町の職員給与条例は、これまで給与水準を官民給与の平均給与ベースにおいた人事院勧告をもととする国の制度に準拠しながら、その内容について議会の審議を得て決めてきてございます。このように人事院勧告に沿った中で職員給与制度をとり進めてきていることを勘案いたしますと、今回、国が行っている公務員の給与水準の見直し内容に準じてこれを実施いたしたく、条例の改正を図る内容のものでございます。

なお、給料表の引き下げに伴い、新しい給料表に移行して位置づけられる給料月額が現行の給料月額を下回ることとなる職員が生じます。この職員につきましては、新しい給料月額に現行の給料月額との差に相当する額を加えたもの、これを給料として支給するといういわゆる現給保障の経過措置について、当町も国と同じく取り入れることにいたしております。

以上が概要でございますが、これから条例規定の改正部分の説明をさせていただきます。

先に、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから説明を申し上げますが、説明資料といたしまして新旧対照表を配付いたしておりますので、ご参照いただくようお願いいたします。

まず、3条の改正であります。

これまで当町において使用してきている給料表は、一般職員に適用の一般給料表と医師に適用の医師給料表の2種類であります。今回これに医療職給料表を新たに追加し、看護師、保健師及び病院の医療技術員等に適用させる内容のものでございます。この医療職給料表の特徴は、一般給料表に比べますと初任給など若年層における給料月額が高く設定されるものでございますが、その一方で、中高年層になりますと低く設定されており、結果、この一般給料表より給料のフラット化がされているというような内容の給料表でございます。

この医療職給料表を採用する背景には、近年の診療報酬改正において、看護を厚くした場合の診療点数を高くする改正が行われたことから、各病院での看護師の追加募集が相次ぐ中、多くの病院では看護師不足となり、当町においても、退職した職員の補充採用に当たって看護師の確保が大変難しい状況となってきております。このような中であって、採用募集に際しましては特に初任給を比較されますことから、若年層で給料月額が低い一般給料表の適用では、応募の段階で当町へ希望せず、初めの給与面でより条件のいい病院へ流れていく状況がございます。このため、看護師等の確保の面からも若い世代に給料額を厚くしている医療職給料表を採用し、人員の確保につなげたいとする内容のものでございます。

なお、この医療職給料表の適用は、平成19年4月1日から採用になる者を対象として、既に在職している者については、従前どおり一般職給与表を適用することを基本に考えておりますが、新しく採用する職員との均衡を図るため、既に在職の若年層の職員については、医療職給料表に切りかえることの調整を図ることを含めて、制定条例の附則において規定することにいたしております。

次に、第4条の改正でございます。

この条は、初任給、昇格、昇給等の基準を定めているものでございますが、第3項、職員の昇給について1年間の勤務成績に応じて行うもので、規則で定める昇給日については、1月1日と定めることにいたしております。

第4項でございます。昇給させる場合の昇給号俸について定めたものでございますが、さきに説明しましたとおり、現行給料表の1号俸を4分割に細分化した給料表となっております。昇給する場合については、4号俸を標準として行われることとなります。なお、規則で定める基準については、勤務日数がある一定期間少ない場合などについては、国の基準に準じ昇給号俸を定めることとしております。

第5項、55歳を超える職員についての昇給号俸についての定めでございますが、その昇給幅を55歳までの職員が適用となる昇給号俸数の2分の1としてございます。

第6項は、最高の号俸を超えての枠外昇給はできないと規定する内容のものでございます。

また、第7項は項番号の繰り上げであり、8項は規則への委任規定を設ける内容のものでございます。

次に、第7条第3項に規定している扶養手当についての改正でございます。現行の扶養手当では、3人目以降の支給月額が5,000円となっており、2人目までの6,000円に比べ1,000円低い額となっておりますが、少子化対策が推進されていることに配慮して、改められた国の基準と同様に、当町においても配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額を

すべて1人につき6,000円に改める内容のものでございます。

次に、第16条の2に規定している管理職手当についてでございます。現行の管理職手当は、給料月額10分の1.3を超えない範囲内で規則で支給率を定めてございます。この管理職手当の支給方法について、これも国と同様、これまでの定率制を改め、今度は役職に応じた定額制、要するに額が一定ということでございますけれども、定額制に変更しようとするもので、条例規定においてその定額の限度範囲を規定し、具体的には規則で定めるものとしたしますが、その額につきましては、各職務の級の人員分布の中位に当たる、中間ぐらいに当たる号俸の給与月額に従前の支給率を乗じた額を定めるというふうにしてございます。

また、現在行っている管理職手当の特例削減措置、これにつきましても平成19年度継続する考えで、この本則に基づいて算定された支給額の25%を減じた額で実施する考えでございます。

次に、16条の3第4項中、4級を3級に改めるものですが、これは8級制から6級制に移行することにより、現行で4級相当の職務の職員が新給料表では3級に移行するため、これに合わせてその職務の級の位置づけを変更する内容のものでございます。

次に、16条の6第2項の勤勉手当の支給割合、これを100分の75から100分の72.5に改めるものですが、この新旧対照表の適用欄の方にも記載しておりますとおり、支給される月の支給月数の割合を6月と12月それぞれにおいて同じ率にするためのものがございます。

次に、本条例の附則の追加でございますが、この改正条例において提案している医療職給料表の適用する日について、さきに説明したとおり、原則として本年4月1日以降に採用となる職員から適用とする内容のものです。

新旧対照表の3ページから11ページまでは、本年4月1日から適用となる一般給料表、医療職給料表及び医師給料表となっております。

次に、改正条例の附則でございます。

議案書の14ページをごらんになっていただきたいと思っております。

第1条では、この改正条例の施行日を平成19年4月1日と定めるものでございます。

なお、附則の第2条以降は、給料表の変更に伴う切りかえなどの必要な措置及び経過措置などを定めるものでありますが、このうち特に第6項につきましては、さきに説明しましたとおり、新しい給料表への切りかえにより給料月額が引き下げになる職員に対しての現給保障の措置を規定する内容のものでございます。

また、附則の第9条及び第10条では、この給与条例の改正に伴い字句の改正が必要となる職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の一部改正、この2つの条例の改正を行おうとするものであります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第37号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例の改正部分につきましては、ただいま説明いたしました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、その改正趣旨及び内容とも同様でございます。説明を省略させていただきます。

以上、雑駁な説明ではございますが、最後に、今回提案しております内容につきまし



ては、さきに職員組合への提示を行って、協議を重ねた結果において、2月28日に合意されていることを申し添え、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員）　まず初めに、議案第36号について質疑を行います。  
12番。

- 谷口議員　今回のこの給与条例の改正なのですが、結果的に若年層に対する配慮をしていくということなのですが、現在この給与関係でたびたび言われているラスパイレス指数の関係で、厚岸は非常に伝統的に見ても低い状況に来ているということをたびたび言われておりますけれども、それが現在ほどの水準なのか、そして、今回この条例が実施されることによるとどういうふうになっていくのか、お尋ねをしたいと。

それから、もう一つお尋ねしたいんですが、例えば今回の給料表の改定、平均的に何十歳、30、35、40だとか45だとかとありますよね。その辺は、旧条例ではどの位置に属するのか、そして新条例ではそれぞれどの位置に属しているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今回、医療職員の給料を新たに新設をして、医療技術員の確保をきちんとやっていくということになっていきますけれども、先ほどの説明では、結果的にはこれから採用する人、あるいは若年齢層の人は、結果的に新しいこの医療技術員の表を使うということに、そういう理解でいいですよ。そういうふうになっていくんですけども、後々これがずっと進んでいきますと、結果的に今度は中高年齢層の人たち、相当先になりますけれども、そういう段階で今度は一般職給やそういう人よりも低くなるおそれはないのか。あるいは、幹部クラスの職員をきちんと確保していくことが、この条例改正によってきちんと確保されるのかどうなのか。実際に必要な職員、ただ頭数だけでなく、そのときそのときに必要なスタッフがきちんと確保されるということになるのかどうなのか。目先のことも必要ですけども、やっぱりきちんとした力量のある技術員を確保していくということも大事ではないのかなと思いますけれども、その辺についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

- 議長（稲井議員）　総務課長。

- 総務課長（田辺課長）　3点の質問でございますけれども、まず、ラスパイレスの関係でございますけれども、現在87.5%という数字でございます。これの順位なのですが、実はちょっと最近何番目になっているのかというのがちょっと今資料がなくて押さえておりませんが、かなりワーストといたしましょうか、下から10番目の中には入っているような位置づけにあるという内容でございます。

それから、このラスパイレスの関係で、新しい給料表への移行によってどうなるのかと、このような質問というふうに受けとらせていただきましたけれども、この新しい給料表への移行といたしましょうか、切りかえ、これは、実は昨年4月で大体道内50%ぐらい、それから、私、情報を得ている中では、この4月1日ではほとんどの地方自治体

でこちらの方へ移行になると。いわゆるこの水準、国家公務員に準拠したような形での改正が行われているとするならば、これは同じようなレベルでの切りかえになってまいりますので、これによつてのラスパイレス順位が変わるといふようなことにはならないのかなというふうに考えております。もちろん国の方におきましてもこの制度に基づいて給与が支給されている。それとの比較という形になりますので、同じような数字といひましようか、そういうような形になってくるのかなと、このように考えてございます。

それから、ちょっと年齢別の切りかえの形がどうなるか、ちょっと今、数字を出しておりますけれども、先に、3番目の医療職職員の給料表の適用の関係でございませう。この医療職給料表の考え方というのは、冒頭でも説明させていただきましたけれども、おっしゃるとおり若年層に厚く、それからある一定の年齢、大体40歳前後になりますけれども、それが一般職との給料表の比較では、今度は薄くなっていくと、マイナスになっていくというふうな給料表のつくりになってございませう。

それで、私ども、この給料表の適用に当たりましては、一般職と、それからこの医療職給料表適用という部分でどういふような比較をするのが一番いいのかということになるんでしようけれども、一応、生涯賃金というふうな考え方の中で比較をさせていただきます。そうした中で、医療職の給料表の適用、これが若干ではありますけれども、仮に60歳までの定年までいたとしますと、一般職の給料総額賃金を若干でありますけれども上回るというふうな形での扱いといひましようか、そういうような位置づけにさせていただきます。当然早く退職されればそれだけ数字というものが差が出てくるわけでございますけれども、そういうような位置づけの中で使わせていただいているということでございます。

それで、なぜこれを使うのかといひませうのは、やはり人材の確保という面でございます。この医療職給料表の適用そのものは、もともになるのはやはり国家公務員の医療職給料表(3)、これは国家公務員の看護師等々に適用されている給料表でございますけれども、これを用いていきたいという内容のものでございませう。

それで、確かにこれから先、現在いる方は、基本的には一般給料表でもってもう既に過ぎてきていますから、ある一定の年齢に達している方は、そのまま一般給料表で使わせていただくという措置をとらせていただきますが、今後、そういう給料表の中で来ておりますので、どうしても一般職との間については差が生じる。これはそういう職種であるということ割り切らざるを得ないのかなというふうには思っております。

ただ、やはりおっしゃるようによ、そこでの人材の確保、それからいわゆる上での職員管理の面、こういった中で、管理職というふうな部分は貴重な扱いになってくるわけでございます。そうした中では、いつの時点で昇格等々されるかという部分にも影響してくると思ひませうけれども、そういった人材については、現場に積極的にやはりそういった業務に当たっていただく、それなりの処遇をしていくという形に相なっていくかなと、このように考えております。

すみませう。先ほど、いわゆる年齢における資格でどのように変化していくかと、給料の方、その関係でございませうけれども、1つの例で申し上げさせていただきます。現行の給料の5級10号俸、これは大体主任クラスに、これが今度は切りかえによりまして新しい4級に移ります。そうしますと……

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時13分再開

●総務課長（田辺課長） 時間をとらせてまして、大変申しわけございません。

一応代表的な例ということで、41歳の場合で申し上げさせていただきたいと思います。

それで、旧給料表の位置づけは6級の12号俸でございます。係長の例です。今度は4級の38号俸になります。そうしますと、ここでの給料表の引下率ですけれども、これが5.1%に値いたします。そうしますと、この5.1%の給料が下がったということで、そのまま年間での比較をいたしますと、給料で20万9,400円、職員手当では8万7,740円、合わせて29万7,140円の年間減、マイナスという形に相なります。

ただ、これ制度といたしまして、先ほども説明いたしましたように、現給保障という形がございます。実際にこの差額については、差額の経過措置といたしまして給与等の扱いとして支給がされるという形に相なります。ただ、現給保障されている間というのは、新しい給料表に位置づけられたのが、次の昇給期だとかベースアップでこの額に達するまでの間は現給保障されますけれども、超えてしまうと、もちろん現給保障がなくなるという形の制度になっております。

したがって、それに達するまでの間は、達しなければ定期昇給が事実上据え置かれるという形に相なります。それが、この4級38号俸の位置づけになりますと7,800円4号俸の差というがございます。そうしますと、これが、昇給の時期等々もありますけれども、丸12カ月影響が出たというふうに仮に考えますと、12万8,000円ぐらいの影響額が出てくると、こういうような状況に相なっております。

以上です。

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 失礼いたしました。平成17年の数字ですけれども、そのときの順位では下の方から2番目、たしか1番目は松前町だったと思いますけれども、2番目という状況でございます。管内ではもちろん一番下ということでございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今答弁をいただいたんですけれども、結果的に今回この新給料表で影響を受けるということに、標準でも5.1%の差が出てくるということですよ。そうすると、当面は現給保障をしようということになりますよね。そして、定期昇給等があつて上がつ

て、定昇があるわけですがけれども、場合によっては、追いつく期間ですがけれども、追いついても結果的には現給保障がなくなるだけで結果的には同じですよ。それが、例えば物価上昇等がさらにあるというようなことを考えると、ずっと現給と同じ考えになってきますよね。物価上昇があつて、給料はここでとまるわけですから、とまっている期間が1回下げられて、ここでこの分は補償しますよと、そして、その次の移行期に来て、ここに来てようやく、上がるのはそうしたらまだ先という、今度は1年に1回ですから、1年でこの差がついたところに到達するのか2年かかるのか、ちょっとその辺は説明されていませんからわかりませんが、下手すると二、三年、給料は全く同じというふうに考えていいんですか。そして、それがいつの段階になったら、それを超えますというあたりはどういうふうになっていくのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、大分前に助役さんが、給料の減額をどうしてもしなければならないという説明をされましたよ。ついこの間、なぜ厚岸町の役場の職員、前は10%のやつが8%ではいいのかとかと言う人もいたようにも聞こえましたけれども、助役さんが言われたときには、もう本当に職員がこんなに一生懸命頑張ってくれているのに、給料に手をつけなければならないということは、本当に大変な思いをしてこれをやっただと。たしか半分涙声であったのではないのかなというふうに私は見ていたんですけれども、やはり本当に役場職員が一致団結して町民のために、そして厚岸町を守っていくために頑張っていくというときに、下位の方に厚岸町の職員給与があるというのは、本当にみんなが頑張るような状況にあるんだろうかというふうに、私は若干その辺では疑問に思うんですよ。

かつては、厚岸町は1級町村だとかというようなことも言われていたような気もするんですよ。そうした町がますます何かそういうものを見せつけられたり、聞かされたりすると、非常にイメージ的にもどうなのか、あるいは、職員の職務に対する意欲だとかそういうものを十分酌み尽くして頑張れるような状況になっていくのかどうか、私は非常に疑問に思うんですけれども、そのあたりではどういうふうに考えているのかお伺いをしたいなというふうに思います。

それから、この病院の職員の問題ですがけれども、確かに今、医療技術者を確保するというのは非常に大変な状況にあるというふうに、私も理解しているんですけれども、以前は、厚岸町でも奨学資金制度までつくって看護師の養成に取り組んだ時期もありました。しかし、一時は病院の事務長が、何課長だったか忘れてしまったけれども、やっていた当時には、今度は買い手市場なんですよというような話をこの場でしておられて、そしてそれが結果的には奨学資金廃止になったときの話であったように思うんですよ。

やはりこの医療問題だとかこういうのはすごい速度で次から次と、我々にすると医療改悪だというふうに思うんですけれども、そういう中で非常に翻弄されているのがこの職種、特に大きくあらわれているのではないのかなというふうに思うんですけれども、これらに対してやはり人材をきちんと確保していくということから、その時々的小手先だけでいいのかどうか、やはりきちんと考えておく必要もあるのではないのかなというふうに思うんですが、それらについてもご見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、最初にご質問の関係、これからの経年の中でどのように推移していくのかというところでございます。おっしゃるとおりに、現給保障というのは、給料が下がると、下がったんだけど今これだけもらっている、だからこれを保障します。そうしますと、後部にいる方が定期昇給で上がってきます。あるいは、これからの社会情勢の方でどうなるかわかりませんが、仮にベースアップがありましたといった場合で、この金額に足してしまう。ここまでの間は今の現給を保障しましょう。これを超えると当然、現給保障の制度はなくなって、それからなくなっていきますと、こういう制度でございます。

それから、先ほど今回の切りかえの方については、若年層にマイナス要因がほとんどなくて、あってもわずかというような形での給料表の切りかえになってございます。したがって、いわゆる現給保障でそれを待たなければならないという部分については、若年層ではほとんど生じてこないというのが実態でございます。これやはりただ、年齢が重なってきますと、極端な話、今でも例えば給料表の枠外措置だとか、こういったような方もいらっしゃいます。やはり年齢がいきますと当然7%、極端な言い方をすると最大の7%の引き下げになってございますので、給料の上げ幅も少ないというような給料表になってきてございます。そうしますと数年間はそのまま据え置かれるという事態は当然出てまいります。

いわゆるこの給料表の改定につきましては、冒頭でも申しましたけれども、一応官民格差の是正ということで、民間準拠という形の中で人事院の方で市場調査等々を全部いたしまして、そういったものをもとに格差是正という形の中で出されてきているものだというふうに理解をしておりますし、そういった中では、これが社会情勢適用の原則と申しましょうか、そういったような形の中で出された給与水準、これは民間に準拠しているということでございますので、これに、新しい給与制度に従って粛々と進めてまいりたい、このように考えてございます。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方からは、2点目、3点目のご質問にお答えを申し上げさせていただきます。

ラスパイレス指数で比較をいたしますと、今、田辺総務課長の方からご答弁をさせていただきましたとおりに、90%を割る数字で、全道的に見ても後ろから、悪い方から2番目という極めて私にとっても残念でありますし、職員のモチベーションという意味においても相当ショックな数字であると。これは給与改定に伴って職員組合との話し合いの中でも実は出てまいっております。

そうした状況の中で、職員のモチベーションというものをどういうふうに維持していくんだというご質問は、かつてこの議会の中でもご質問を受けて答弁をさせていただいておりますけれども、今この平成12年から急激に地方交付税が削減されて、毎年毎年数

億円規模の削減が行われてきて、現在では12億円ほどだったというふうに記憶をしておりますけれども、12年に比較して下がってきているという状況の中で、いろいろな財政運営基本方針でありますとか、財政のシミュレーションを立てて、将来推計のもとに、それを職員はもちろん町民の皆さんにもお示しをして、そういう状況の中で住民サービスについてできるだけこれまでの水準を維持したいということ、それから、やらなければならない事務事業についても厳選をして、有利な補助制度、あるいは有利な起債制度を利活用しながら厳選して予算を組み立てていかなければならないというようなことは、これは職員の方にも、町長と語る会、あるいは財政状況の説明会等々で職員に周知を図ってきているところでございます。

そういう情報公開をしていくことによって、我々が今置かれている状況というものをよく理解をしていただいて、今日、平成17年度で10%のカット、平成18年度で9.7%のカット、来年度8%のカットという大幅なカットを3年間も連続していかなければならないという状況については、職員の皆さんも理解をしていただいているというふうに認識をしております。そのことが議員の皆さんの報酬にも影響を与えているということでございます。

にもかかわらず、これだけの人件費をカットしてきて、しかもなおかつ18年度の当初予算だけで見ますと、5億3,200万円だったと思いますが、基金の取り崩しを行っている。それから、来年度の予算では5億9,200万円の基金を取り崩しをしなければ収支の均衡を図っていけないという状況でありますので、なお一層その財政改革にかかわる努力というものを継続していかなければならないという状況等々を説明を今後もしていかなければならないと思っておりますし、さらには、将来推計というものをもう一度きちっと点検も継続していかなければならないだろうと。そういう情報を職員と共有することによって、その職務に対するモチベーションの維持というものを図っていかなければならないというふうに思っております。

それから、3点目の医療職の俸給表の導入につきましては、これは町立病院が開設以来初めての導入であります。先ほど議員ご指摘のとおり、かつてはそういう状況が、特に看護職の確保に窮する状況があつて、奨学金制度等を設けてやってきたということがありました。それが、残念ながらその制度を活用して厚岸町に定着できるという実績がほとんど見られなかった、あるいは、奨学金を利用して学校に行っていたんですけども、資格を取れないで帰ってきてしまったと、借金だけが残ってしまったというような事例もありました。そういうことで当時は、その制度というものは見直してもいいのではないかとということで制度の廃止に至ったわけであります。

今日、ではなぜそういう状況になったかと言いますと、提案理由の説明でもありましたとおり、18年4月1日から診療報酬の改定というものが行われて、看護職の人的配置の厚いところに点数が高くなるという制度改正がありました。そのことによりまして、実は公的病院、それから民間病院も含めて看護師に関するいわゆるヘッドハントが盛んになっております。管内だけでも、厚岸町は一般給料表を採用して看護師さん等の給料を賄っておりますが、そのことの差が管内的には初任給で5万円ほどの差があります。そうしますと、厚岸町が幾らホームページ等、あるいは看護協会等に募集をかけても、初任給で5万円も差があるということであれば、将来的な生涯総所得で見てくれればい

いんですが、スタートラインで余りにも低いものですから、厚岸町に応募をしていただけないという状況が今現在起こっております。

それから、そういう診療報酬の改定に伴って民間の病院では、これは釧路管内でありますけれども、支度金と称して100万円、新たに採用する看護師さんに対して準備をしているというような病院もあるという情報を得たものですから、それは、そういうハンディを背負って、厚岸町立病院が幾ら看護師さんに来てください、来てくださいと言ってもちょっと無理があるだろうということでありました。それから、管内的にも調べました。本州の民間病院なんかでは、マンションまで用意しているというようなことが出だしている状況であります。

それから、これは看護師さんだけではなくて理学療法士、これも早急に人的確保を図りたいということで募集をずっと続けておりますけれども、残念ながら応募がない。その大きな原因は、そういう俸給制度にあるだろうという判断をいたしまして、今回そういう所要の改正をさせていただいたというのが理由でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 最後なんですけれども、この現給保障から昇給に向かう、これで考えられるのではどのぐらい長い人が出てきますか。長い間、何年、先ほど数年というふうに言われましたけれども、それについてちょっと教えていただきたいんです。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 正確に個々のケースで出してはございません。ただ言えることは、新しい給与制度の中でもそうですけれども、給料表の中の後半になってきますと、いわゆる昇給幅というのが非常に額が小さい額になってきます、一つに。それともう一つ、55歳を過ぎますと半分という形に相なります。そうしますと、その方が今現在の給料の位置づけがどこにあるかという部分があるんですが、その50歳を超えて55歳前後になりますと、ほとんど退職するまで据え置かれるというケースに相なろうかなと、このように思っております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第37号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第38号 厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第38号 厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町農業用水道給水条例等の一部改正については、平成18年12月定例会において可決いただき、施行日を平成19年4月1日としたところであります。この時点での改正内容は、給水人口が100人を超えている農業水道について、水道法の規定により水道事業認可を取得し維持管理を行うために、給水人口が100人を超えている尾幌地区、太田地区、片無去地区及び上尾幌の一部を簡易水道事業とするため、3つの条例の一部を改正する内容のものであります。

しかし、今年に入り、簡易水道事業における補助制度が変わり、昨年まで1事業ごとの簡易水道認可が認められていたものが認められなくなり、既存の簡易水道事業に統合しなければ認可の取得ができないということから、太田地区、片無去地区は簡易水道事業の中で単独施設として認可されず、この2地区の簡易水道を近距離にある上尾幌簡易水道と統合し、施設名を上尾幌簡易水道にしなければならないといったことが生じたところであります。

このため、厚岸町簡易水道設置条例の一部改正を要することとなり、12月定例会にて制定されました厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書の34ページをお開き願います。



なお、条例の改正内容につきましては、お手元に配付の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第3条、厚岸町簡易水道設置条例の一部改正であります。

第2条中の1号から6号までの全部を改め、1号から4号とした内容とした内容のものであります。

議案書の35ページをお開き願います。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものでありますが、これは12月定例会において可決いただいた農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の施行日が平成19年4月1日であります。この改正条例の施行日前にまた一部改正を行うこととなりましたので、施行日、平成19年4月1日とするためには、今回提案しております本条例の施行日は公布の日から施行することとさせていただくことで、先に可決されました農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の改正規定に溶け込むことができるものでありますので、ご理解願います。

以上、大変雑駁な説明ですが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本会議はこれにて散会いたします。

午後2時42分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月13日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員